

2021 年度 一般送配電事業者の収支状況の事後評価等 とりまとめ

2023 年 2 月 24 日

電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合

1. はじめに

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合は、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、一般送配電事業者の 2021 年度収支状況の事後評価等を実施した。

2. 2021 年度収支状況の事後評価等の結果概要

(1) 法令に基づく事後評価¹

2021 年度の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）について、変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)²。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準となる一定の比率を超過した事業者はいなかった(フロー管理)。東京については、2017 年度収支から、ストック管理とフロー管理のそれぞれにおいて、廃炉等負担金を踏まえて他の一般送配電事業者に比べて厳格な基準が適用されることとなったが、当該基準に達していなかった。

¹ 2023 年 2 月 24 日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、電気事業監査の指摘等により変更の可能性はある。

² 2020 年 12 月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。これを受け、電気事業法に基づく報告徴収を実施した結果、関西において超過契約額（約 4.6 億円）を確認（ほかの社は該当なし）しているが、現状の金額では、託送料金に対する値下げ命令の発動基準を超過していないことを確認済。

また、関西において、2021 年度中にインバランス料金誤算定が生じていたことが判明し、各社託送収支への影響額を算定中だが、再算定した額は再精算実施年度の託送収支に反映されるため、2021 年度の託送収支には勘案しない。

(2) 追加的な分析・検証

① 収支全体について

収入面については、節電・省エネ等の影響により電力需要が想定需要量を下回ったため、東北、北陸、沖縄を除く7社において、実績収入が想定原価(=想定収入)を下回った。特に、関西は想定収入を5%以上下回った。

費用面については、中部、北陸、九州、沖縄の4社において、実績費用が想定原価(=想定費用)を上回った。特に、沖縄は、離島供給に係る燃料費、給料手当や減価償却費等の増加により、想定費用を10%以上上回った。

全体的な傾向としては、実績収入が想定収入を下回る中で、費用のうち、設備関連費は抑制されているものの、人件費・委託費等が想定を上回っている。この結果、2021年度の託送収支においては、北海道、中部、関西、九州、沖縄の5社で当期超過利潤額がマイナス(当期欠損)となり、また、当期超過利潤累積額は、東京、九州を除く8社でマイナス(当期欠損累積)となった。

② 人件費・委託費等について

人件費・委託費等には、給料手当、システム開発・運用等に係る委託費等が含まれる。

2021年度は、北海道、東京を除く8社で実績費用が想定費用を上回り、このうち、関西、九州の2社については、分社化に伴い一部費用が会社間取引になったことによる委託費の増加等により、また、沖縄については、経費対象人員数・給与水準の両面での給料手当の増加等により、想定費用を20%以上上回った。

人件費・委託費等については、原価算定時からの状況変化を踏まえると大幅な引き下げは難しいと考えられるものの、そうした状況においても引き続き効率化を追求していくべきである。

③ 設備関連費について

設備関連費には、修繕費、減価償却費、固定資産除却費等が含まれる。

2021年度は、沖縄を除く9社で実績費用が想定費用を下回り、このうち、北海道、東京、関西、中国、九州の5社については、主に競争的発注方法の拡大や工事効率化等による減価償却費や修繕費の減少等により想定費用を10%以上下回った。また、北海道、東北、北陸、関西、中国、九州の6社においては、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少も一定程度寄与していた。

各社においては、引き続き、資材調達の合理化や点検周期の延伸化の取組等によるコスト削減に取り組みつつも、費用削減のみを目的として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス、安定供給等に必要となる設備投資が繰り延べられるようなことがあってはならない。

3. おわりに

今回の事後評価の結果を踏まえ、①一般送配電事業者においては、電力需要が伸び悩む傾向の中でも、再生可能エネルギーの拡大や安定供給の確保など、将来に向けた投資をしっかり行くと同時に、更なるコスト削減を促進することが重要となる。また、②資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会においては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再生可能エネルギー主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、本年4月より導入されるレベニューキャップ制度について、規制期間中のモニタリングや制度の適切な見直し等を実施していく。

以上